

議案第十号

職員の懲戒の手續及び効果に關する条例の制定について

次のとおり職員の懲戒の手續及び効果に關する条例を制定することについて、地

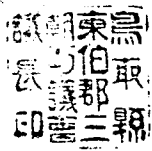
方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十五年二月拾貳日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



職員の懲戒の手續及び効果 に関する条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）~~（昭和二十五年法律第二百六十一号）~~第二十九条第二項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

第二条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第三条 減給は、一年以上一年以下の期間、給料の月額の五分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第四条 停職の期間は、一年以上一年以下とする。

第五編 公務員（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）

〔島中五〕

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(この条例の実施に必要なる事項)

第五条 この条例の実施に関し必要なる事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の廃止)

2 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和三十八年三朝町条例第三十号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例の規定により現に懲戒処分に付せられた職員は、この条例により懲戒処分に付せられた職員とみなし、その処分の効果は、従前の規定による処分の日からこれを起算する。